

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があつたので公告する。

令和 6 年 9 月 10 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂 日夏店 彦根市日夏町字堀ミソ 3703 番地 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町 1 番地 代表取締役 平松正嗣
- 3 変更しようとする事項

(1) 変更前

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - 株式会社平和堂 9 時から 22 時
 - 株式会社ユタカファーマシー 9 時から 23 時
 - 株式会社キャンドウ 9 時から 22 時
 - 京都花壇株式会社 9 時から 22 時
- イ 来客が駐車場を利用できる時間帯
 - 駐車場 1 および駐車場 2 8 時 45 分から 22 時 30 分
 - 駐車場 3 8 時 45 分から 23 時 30 分

(2) 変更後

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - 株式会社平和堂 9 時から 22 時
 - 株式会社ユタカファーマシー 24 時間
 - 株式会社キャンドウ 9 時から 22 時
 - 京都花壇株式会社 9 時から 22 時
- イ 来客が駐車場を利用できる時間帯
 - 駐車場 1 および駐車場 2 8 時 45 分から 22 時 30 分
 - 駐車場 3 24 時間

4 変更年月日 令和 6 年 9 月 1 日

5 変更の理由 株式会社ユタカファーマシーの営業時間を 24 時間に変更するため

6 届出年月日 令和 6 年 8 月 30 日

7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

- 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
- 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
- 彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町 4 番 2 号

(2) 縦覧期間 令和 6 年 9 月 10 日から令和 7 年 1 月 10 日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和 7 年 1 月 10 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号